

( 公 印 省 略 )  
感疾第30251-2号  
令和3年10月6日

群馬県医師会長  
各郡市医師会長  
群馬県病院協会会長  
群馬県検診機関連絡協議会長  
群馬県歯科医師会長  
群馬県看護協会会長  
群馬県診療放射線技師会長  
群馬県臨床検査技師会長

様

群馬県健康福祉部  
感染症・がん疾病対策課長 中村 多美子

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

日頃より、本県の保健福祉行政の推進に、格別な御高配を承り厚く御礼申し上げます。  
令和3年10月1日付健発1001第1号厚生労働省健康局長通知により、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が一部改正されましたので、別添のとおり通知します。

本指針は、健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施するがん検診の具体的な種類及び実施方法等について定めたものです。

本改正により、乳がん検診における医師立ち会いなしのマンモグラフィ検査方法や、がん検診の利益・不利益の説明の重要性、がん検診の受診を特に推奨する者の年齢等が示されました。

つきましては、貴会会員に周知いただくとともに、改正の趣旨を御理解の上、引き続き適切な市町村がん検診実施に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、本通知は、県内市町村がん検診担当課長及び保健福祉事務所長あて通知してありますことを申し添えます。

担当：がん対策推進係 新島 怜子  
TEL:027-226-2619  
FAX:027-223-7950  
メール:nijima-s@pref.gunma.lg.jp